

平成29年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第1分科会)

資料 3

団体名	意見要望			回答	担当室課等	新規継続の別
	NO	事項	内容			
2 社会福祉法人 岩手県視覚障害者福祉協会	1	障がい者計画への反映について	県・市町村障がい者計画策定において、視覚障がい者のニーズを把握し、計画への反映を要望します。	県では、現在次期障がい者プランの策定作業を行っております。計画策定段階においては、障がい者団体との意見交換会のほか、各団体等に意見照会したり、障害者施策推進協議会において計画内容を協議するほか、パブリックコメント等を通じて広く県民の皆様から意見を求め、計画内容に反映させるよう努めて参ります。	障がい保健福祉課	新規
	2	同行援護事業等の実施について	全ての市町村において重度視覚障害者同行援護事業や移動支援事業の実施を要望します。また、歩行訓練士等の人材育成を要望します。	県及び市町村は、障がい福祉計画において、地域の実情やニーズ等を踏まえ、同行援護その他の指定障害福祉サービスの見込量を設定し、身近なところで必要なサービスを提供できるような体制の整備・確保に向け取り組んでいるところです。また、移動支援事業は地域生活支援事業の市町村必須事業に位置付けられているものです。移動支援事業の充実を図るには、地域生活支援事業の財源を確保することにより、サービス供給を行う市町村の裁量が広げられるものと考えます。県としても地域生活支援事業に対する支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について本年6月に厚生労働省に要望しているところです。歩行訓練士は公的な資格ではありませんが、視覚障害者生活訓練等指導者については、厚生労働省が委託事業により研修を実施しており、県としても、随時ホームページ等で情報提供して参ります。	障がい保健福祉課	新規
	3	エスコートゾーンの設置拡大について	横断歩道誘導のためのエスコートゾーンの設置と歩道の融雪装置の敷設整備の拡充を要望します。	当県におけるエスコートゾーンの整備状況は、盛岡市内4箇所(裁判所前、マリオス前、中央病院前、北山トンネル北口)及び花巻市内1箇所(旧マルカンデパート前)の計5箇所となっております。エスコートゾーンの整備につきましては、降雪地域である当県の特殊性を踏まえ、横断需要のほか、設置条件の整った場所を選定の上、順次整備しております。いただきましたご意見につきましては、今後の整備の参考とさせていただきます。	県警察本部交通規制課	継続
	4	歩道上の放置自転車撤去とマナー啓発について	点字ブロックへのはみ出し放置自転車等の撤去やマナー啓発を要望します。	【警察本部交通規制課】 自転車のマナー啓発につきましては、交通安全教室等の機会に自転車の交通ルールに加え、自転車利用時のマナーについても広報を行い、自転車マナーの向上に努めてまいります。 【道路環境課】 交通に危険を及ぼし、かつ、廃棄されたものと認められる場合には、道路法に基づき撤去することがありますので、市町村、管轄する警察署と連携を図りながら、対応していきます。	県警察本部交通規制課 道路環境課	新規
3 岩手県肢体不自由児・者父母の会	1	年齢で障がい福祉サービスが介護保険サービスに移行することの周知について	現在、障がい福祉サービスを受けて生活を維持している方達の間でも、ある年齢になると介護保険サービスに移行することが周知されていなく、また、今まで受けているサービスが受けられるのか、費用はどうなるのか等といった不安が多くあります。サービスが移行しても安心して利用できることを望みます。	平成30年度の障害者総合支援法の改正に伴い、一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)する仕組みが創設されるとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しが行われ、介護保険サービスの円滑な利用促進が図られることとされています。また、介護保険サービスの円滑な利用に当たっては、国の事務連絡により、市町村職員や指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が利用者に対し、介護保険制度に関する案内を直接行うことや、相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネージャー)が連携を密にし引き継ぎを適切に行うことなどが示されているところです。こうした取組が各地域で定着し適切に実施されるよう、各種研修会等を通じて制度の周知徹底に努めてまいります。	障がい保健福祉課(長寿社会課)	新規





団体名	意見要望			回答	担当室課等	新規継続の別
	NO	事項	内容			
	2	岩手県内の宿泊施設のバリアフリー化について	特に温泉施設の部屋及び浴室のバリアフリー化を進めるよう、県でも指導していただきたい。 例えば、リフトの設置・床に降りられる車椅子の設置。	県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、宿泊施設や公衆浴場を含め、不特定多数の人が利用する一定規模の公共的施設について整備基準を定めており、新築等の際に県への事前協議を義務付けるなど、適切な施設設備が整備されるよう必要な助言指導をしています。 また、ひとにやさしいまちづくりセミナーを開催し、ユニバーサル・ツーリズムの推進など、ひとにやさしいまちづくりの普及啓発に努めており、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、今後も引き続き、ひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。	地域福祉課	新規
	3	車椅子でも入れる一時避難所について	災害時に一時避難所で体調を崩すことのない一時避難所の情報を周知してほしい。	内閣府は「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成28年4月改定)」の中で、指定避難所となる施設について、バリアフリー化しておくことが望ましいとしており、各市町村においては同指針を参考に取組を進めているところですが、 また、市町村では、避難生活が長期化する場合も想定して福祉避難所の指定、協定の締結を進めており、平成29年6月現在では、31市町村で354施設となっております。 県では、各市町村に対し、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状態にあわせた個別計画を作成し、避難場所や避難経路を要支援者ご本人を含めあらかじめ関係者が確認できるよう求めています。 この計画は避難所での安否確認や避難生活の支援にも活用できるものであり、ご本人や支援者のご協力もいただきながら個別計画の策定及び必要な更新を行っていくよう、各市町村に、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。	地域福祉課	新規
	4	福祉避難所の情報の周知について	福祉避難所を当事者がその情報も把握できるよう周知してほしい。 災害時に少しでも早く福祉避難所に行くことができるように福祉避難所の情報をほしい。		地域福祉課	新規
18	1	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部 災害時に備えたストーマ装具の備蓄について	市町村に要望内容連絡済とのことですが、県としては備蓄計画はあるのでしょうか。 また、市町村の進捗はいかがでしょうか。	避難所における必要な物資等の備蓄については、避難所を設置する市町村と避難所の施設管理者が連携して行うことが原則となっておりますので、御要望の趣旨は様々な機会を通じて市町村にお知らせして参ります。 また、国では、被災県からの具体的な要請を待たずに、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援を行っているところですが(なお、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成29年6月23日中央防災会議幹事会)においては、食料、毛布、おむつ等8品目がプッシュ型支援による物資調達の対象品目と位置付けられております。)	障がい保健福祉課	継続
		ストーマ装具の備蓄の推進・緊急支援物資の指定推進について	オストメイトの災害対策の基本は自助であり、自分の身は自分で守ることとして啓蒙・啓発に努めていますが、災害発生時にどうしてもストーマ装具等の非常持ち出しができなかったオストメイトの避難所生活に必要な装具の確保は公助をお願いせざるを得ません。 このため応急救助として、必要なストーマ装具やストーマ用品の備蓄を実施するよう要望します。国内で販売されている装具は2000種を超えており、備蓄する行政の悩みの種となっておりますが、熊本地震においては災害時に義援物資として送られる装具を医療者、メーカー、当協会と共同で16種類まで絞り込み被災地へ送りましたが、 したがって、一般の生活必需品と同様に、避難所生活をするオストメイトに必要なストーマ装具やストーマ用品を速やかに供給が受けられるよう、緊急支援物資としての指定を要望いたします。			
	2	避難所用のオストメイトトイレの備蓄について	市町村に要望をお知らせ済とのことですが、備蓄済市町村がありますでしょうか。	避難所における必要なトイレの備蓄については、避難所を設置する市町村と避難所の施設管理者が連携して行うことが原則となっておりますので、御要望の趣旨は様々な機会を通じて市町村にお知らせして参ります。	障がい保健福祉課	継続
		避難所用オストメイト用トイレの整備と備蓄の推進について	避難所生活においてオストメイトは、日常の排泄と定期的に必要なストーマ装具の交換等に変な苦労があることは、当協会の調査報告書(「東日本大震災におけるオストメイトの避難生活調査報告書」(平成24年4月))でも明らかです。 一方、災害対策基本法と関連指針の改正により、福祉避難所でのオストメイトに配慮したオストメイト避難所用トイレは、オストメイトの避難所生活で必要・不可欠であるとありますので強く整備や備蓄の推進を要望致します。			

団体名	意見要望			回答	担当室課等	新規継続の別	
	NO	事項	内容				
	3	障がい福祉担当者の研修について	市町村福祉担当者から当支部への勉強会要請もありません。岩手県主催の勉強会(障がい者団体から福祉担当者への説明など)は。	県・市町村とも職員向け研修を開催しておりますが、多様な内容を盛り込んでいることから、日程の都合上御希望に沿った内容の研修はできておりませんでした。 今後、障害者差別解消法の合理的配慮の提供について正しく提供、理解を図る観点から各種障がいに関する理解を深める場を広く設けることを検討して参ります。	障がい保健福祉課(総合防災室)	継続	
		障害福祉・危機管理防災関係者の研修会実施について	東日本大震災も熊本地震時も障害福祉・危機管理防災関係者のオストメイトに関する知識が薄く、ストーマ装具の義援物資がオストメイトへ届かなかつたり、消化器系の方に尿路系を渡したり、混乱を招きました。また、熊本地震においてはプッシュ支援で送られたオストメイト対応避難所用トイレは現在も行方不明となっております。これはオストメイトに関する知識不足がこのような混乱をまねいたことであり県市町村の障害福祉・危機管理防止関係者への研修会を通じオストメイトの生活実態と災害時の実情を学んでほしいと思います。				
	4	オストメイト社適講習会告知協力依頼について	当協会にとって重要とすることで、市町村福祉担当者の協力を重ねてお願いします。	市町村担当者向け説明会等を通じ、各種障がい福祉施策に関する理解を深めていただくことを検討しております。	障がい保健福祉課	継続	
19	一般社団法人日本筋トレ協会岩手県支部	意見なし					
23	一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会	1	障害者の雇用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病患者就職サポーターは平成25年6月から1名配置され、岩手県難病支援センターと連携して難病患者の新規就労や就労継続を支援して参りました。</li> <li>「障害者の雇用促進等に関する法律」には、難病は「その他の心身の機能障害」として「障害者雇用率」に入っておりません。「難病患者」として雇用率の算定枠に入れてくださいますよう国に働きかけてください。</li> <li>平成27年7月から新たに、難病患者は「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」の対象となりました。対象疾患及び制度の内容について、医療機関や事業所等への周知をお願いします。</li> </ul>	<p>難病患者の障害者雇用率への算定枠への算入については、他県の状況も考慮しながら国に働きかけを検討していきたいと考えております。</p> <p>厚生労働省の「特定求職者雇用開発助成金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」については、平成29年4月から指定難病の対象が358疾病に拡大されたところであり、ハローワーク盛岡に配置されている「難病患者就職サポーター」や、その他のハローワークでの就職支援を行うコーディネーターを通じ、事業所等への周知や求職者支援を行っているところです。</p> <p>県においては、広域振興局に配置している就業支援員による事業所訪問の機会に、労働環境の整備について理解・協力を求めており、このような機会を通じ、制度の周知に努めていきたいと考えております。</p>	雇用対策・労働室	継続
24	岩手県手話サークル連絡協議会	意見なし					
25	岩手中途失明者の会	1	点字誘導ブロックの敷設について	ふれあいランドの裏口から裏門までの点字誘導ブロックの延伸敷設を望む。	ふれあいランド岩手敷地内の点字誘導ブロックの設置については、ふれあいランド岩手の他の施設修繕工事の緊急性等とも併せ、指定管理者である岩手県社会福祉協議会と今後検討していきたいと考えております。	障がい保健福祉課	継続
		2	横断歩道増設について	山賀橋たもとの交差点に横断歩道の増設と音の出る信号機の設置を望む。	<p>山賀橋袂の横断歩道につきましては、歩道が整備されておらず歩行者の安全確保がなされていないことから、現時点での設置は難しいものと考えております。</p> <p>ご要望の音の出る信号機につきましても、道路整備を行い安全に横断できる環境が整った際には、信号機設置のほか、横断歩道の設置も併せて検討していきたいと考えております。</p>	警察本部交通規制課	継続
		3	プールのコースロープについて	ふれあいランド岩手のプールの次回改修時にコースロープを表面のなめらかな材質のものにかえてほしい。	ふれあいランド岩手の備品の買い替えについては、利用者のご要望を踏まえて、指定管理者である岩手県社会福祉協議会と検討していきたいと考えております。	障がい保健福祉課	新規

団体名		意見要望		回答	担当室課等	新規継続の別	
		NO	事項				内容
26	日本ALS協会 岩手県支部	1	ALS患者がコミュニケーション支援を受け安心・安全な療養生活ができることについて	ALS患者の病状は進行性で患者によって残存能力にも差があります。少しでもその残存機能がある間に次に必要なコミュニケーション機器になれることが必須です。完全に機能が失われてからでは使用が無理になり、「命」の危険にさらされます。視力障害者の方に同行支援員の制度がありますが、この制度と同様なコミュニケーション支援員の人材育成をしていただき、その方々がALS患者が進行度によって必要となるコミュニケーション機器を使いこなせるように寄り添った支援をしていただくことによって、本人を含め家族や介護者が安心・安全に過ごせます。慣れるための早目の機器の助成と人材育成とその方たちの登録制度についてご検討いただきますようお願いいたします。	補装具の種目の1つである重度障害者用意思伝達装置について、国は、進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合でも、急速な進行により支給要件を満たすことが確実に診断された場合は、早期支給に努めることとの見解を示しており、県としても、補装具費の支給決定を行う市町村に対し周知して参ります。 ALS患者の特性に照らした支援スキル向上策のあり方については、他都道府県における研修会等の取組状況等を踏まえ、検討して参りたいと思います。	障がい保健福祉課	継続
		2	岩手県内での治験について	ALS患者の治験は岩手県内でできません。他県で治験を受けるためには本人の身体的負担も含め多大な困難を抱えております。 今後、岩手医科大学が新築されます。この機会に、岩手県で最先端の治療が受けられることと、是非ALSの治験が受けられるよう要望いたします。	ALS患者の治験に関しては、本県の状況や岩手医科大学等関係団体の意向等を踏まえながら、今後検討して参りたいと思います。	医療政策室	新規
28	CILもりおか	1	移動支援について	移動支援の充実をお願いします。 バス・電車の利用がきびしい場合、タクシーを使うこととなります。タクシー券の補助を充実させてほしいです。在宅の障害者だけでなく、施設入所の方もタクシー券が使える仕組みにしてほしいです。	移動支援事業については、市町村が実施する地域生活支援事業の中で対応しているものです。 移動支援事業の充実を図るには、地域生活支援事業の財源を確保することにより、サービス供給を行う市町村の裁量が広げられるものと考えます。県としても地域生活支援事業に対する支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について本年6月に厚生労働省に要望しているところです。	障がい保健福祉課	継続
		2	公共交通について	最近、低床バスに乗車すると運転手さんはとてもやさしく、安全に運転してくださいました。感謝申し上げます。 その一方で、スロープの出し方もわからない運転手さんも時折おられます。スロープが錆び付いて出てこないときもあります。整備をよろしく願いいたします。	(公社)岩手県バス協会では、県の補助制度を活用し、運転士やバスガイド等を対象に、バススロープ・車椅子の操作方法や身体が不自由な方とのコミュニケーション方法等を学ぶ「交通バリアフリー講習会」を実施しております。県においては、引き続き講習会等の実施について支援してまいります。 また、スロープも含め、車両設備等のメンテナンスが安全・安心な運行を支えていることから、いただいたご意見については、バス事業者等にお伝えし、整備・点検等を徹底するよう働きかけていきます。	地域振興室	新規
		3	公営住宅について	公営住宅(県営、市営)にバリアフリー仕様の住宅を増やしてほしいです。	県営住宅につきましては、岩手県住宅マスタープランや岩手県公営住宅等長寿命化計画に則り、バリアフリー仕様の住戸を増やすよう努めています。 市町村営住宅についても、引き続き県からの助言・指導を行ってまいります。	建築住宅課	新規



団体名		意見要望		回答	担当室課等	新規継続の別	
		NO	事項				内容
		2	強度行動障害について	強度行動障害に対応できる研修を行ってほしい。 *就労の場であつづき、自傷や他害、ひきこもり等、二次的障害を起こしたり強度行動障害という状態に陥る自閉症の方が増えたりしています。事業所等での自閉症の人への対応改善や、強度行動障害への対応の研修機会を増やしてほしいです。	本県では平成27年度より強度行動障害支援者養成研修を実施しており、平成27年度においては基礎研修1回、平成28年度においては基礎研修及び実践研修をそれぞれ1回ずつ実施しております。また本年においても平成28年度と同様の研修を予定しております。研修では強度行動障害に対する基本的な知識や対応方法を講義と演習を織り交ぜながら習得するカリキュラムのほか、実際に強度行動障害をもつ方の支援をしている支援者からの実践報告等がございます。(※平成29年度の研修参加申込みの期限は9/13)	障がい保健福祉課	新規
		3	親亡き後について	親亡き後安心して暮らせる支援体制をお願いします。 *障害の重い自閉症の人がグループホーム等で一人で暮らしていけるのか。そのような施設等がどれくらいあるのか。 入所施設が望めないという中で、行政の方ではどのようにお考えでしょうか。	現在市町村において、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域の実情に応じた支援地域生活支援拠点等の整備に向けた検討が進められています。 現時点で県内では整備済の市町村がありませんが、県としても、市町村において整備に向けた検討が促進されるよう、支援してまいりたいと思います。	障がい保健福祉課	新規
5	岩手県重症心身障害児(者)を守る会	1	身近な地域で暮らし続けるための支援体制の整備について	介護者である家族が高齢化する中で、入所施設・グループホーム等生活の場が不足しています。 県内各地へ入所施設の計画的な整備とグループホームへの補助制度の創設について昨年度も要望事項としておりましたが、その後の県としての取組状況や国への要望結果についてお知らせ願います。	入所施設の整備については、医師や看護師などの人材の確保が困難であるなど、直ちに整備を進めることは難しい状況にあります。国立病院機構岩手病院では、平成30年度までに30床増床する予定とされています。 県では、今年度から在宅の重症心身障がい者の方の短期入所サービスの受入体制整備を図る事業の実施を予定しており、より一層のサービスの充実に取り組んでいきます。 社会福祉法人等がグループホームなどの整備を行う場合は、国・県の補助制度がありますが、必ずしも十分な状況ではないところから、拡充について引き続き国に要望していきます。	障がい保健福祉課	継続
		2	岩手県小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業について	この事業は、20歳を経過すると利用できなくなりますので、20歳以降も継続できる制度の創設をご検討いただきたい。	岩手県小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業は、対象者が20歳を超えた場合利用することはできませんが、県では今年度、市町村を実施主体とした「在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業補助金」を創設し、在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)の短期入所受入先の拡充を図っていくこととしており、当該事業を通じ、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な方の受入体制整備に取り組んで参ります。	子ども子育て支援課 障がい保健福祉課	新規
8	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	1	精神障がい者家族相談員の設置について	グループホーム・福祉事業所等の利用ができない7・8割の当事者は、家族と暮らし、生活の多くを家族に依拠しています。このような中であってはならない悲しい出来事が起こっています。地域で暮らす共生社会を目指し、当事者とともに家族を支援する仕組みが求められています。	各保健所や精神保健福祉センターでは、精神保健福祉相談を実施しており、精神障がい者の御家族の方々からの御相談にも対応しています。 県及び市町村は、精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉士等の資格を有する精神保健福祉相談員を置くことができるとされていますが、身体障害者相談員や知的障害者相談員については、「社会的信望があり、身体障害者(知的障害者)の更生援護に熱意と見識を持っている者」であれば、障がい者の家族など身近な支援者が相談員になることができる制度となっています。 このため、精神障がい者への相談支援についても同様の制度を創設することが望まれることから、県では国に対し、精神障がい者への相談支援についても、身体障害者相談員・知的障害者相談員と同様の制度を創設するよう要望しています。	障がい保健福祉課	新規
		2	福祉医療制度の拡充について	他障害と同等に、他診療科においても障がい者医療費の助成を求めます。 現在、福祉医療制度は障害等級1級にのみ適用です。多くの障害者は就労が困難なため体調が悪くてもそのまま放置してしまい健康障害を併発しています。また、常に大病への不安が付きまとっています。精神障がい者の就労が進んでいるとはいえ、わずかな年金で暮らしているのが実態です。制度の拡充を求めます。 また、他課診療においても2級・3級に助成している市町村を分かる範囲で教えて欲しい。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の基準においては、障害基礎年金1級を受給している方を対象としています。市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。 八幡平市、葛巻町、岩手町においては、障害基礎年金2級を受給している方についても、重度心身障がい者医療費助成の対象としています。	健康国保課	新規

団体名	意見要望			回答	担当室課等	新規継続の別
	NO	事項	内容			
9 岩手県知的障害者福祉協会	1	介護保険サービスへの移行について	65歳以上の方が介護保険に移行することの困難さについての意見を各所で耳にする。例外なく移行する、状況によって移行を判断する等々、県内各市町村の実態について情報をお持ちならお聞きしたい。	<p>障害者総合支援法と介護保険法の適用関係については、一部のサービス(行動援護サービス等)を除き、基本的には介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けていただくこととなります。</p> <p>平成30年度の障害者総合支援法の改正に伴い、一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)する仕組みが創設されるとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しが行われ、介護保険サービスの円滑な利用促進が図られることとされています。</p> <p>また、介護保険サービスの円滑な利用に当たっては、国の事務連絡により、市町村職員や指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が利用者に対し介護保険制度に関する案内を直接行うことや、相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネージャー)が連携を密にし適切に引き継ぎを行うことなどが示されているところです。こうした取組が各地域で定着し適切に実施されるよう、各種研修会等を通じて制度の周知徹底に努めてまいります。</p>	障がい保健福祉課(長寿社会課)	新規
	2	障がい理解への取組について	関係するリーフレット等を各所で見かけたり、ラジオで耳にすることもあり、周知機会が増している実感がある。ただし、リーフレットを手取る方、耳にして興味関心を深める方は限られていると思う。障がい理解を広める範囲で、全県挙げてのイベントの企画や広報での特集等、更なる取組を検討いただきたい。	リーフレット配架に加え、県のホームページ、ラジオCMにより、障がい者理解の促進を図っているほか、関係機関と連携した事業者等への周知、説明会や研修の場を借りた制度説明等を通じ、障害者差別解消法や「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の普及啓発に取り組んでいるところです。さらに、普及啓発イベントの開催について、国等関係機関と調整をしているところです。	障がい保健福祉課	新規
	3	虐待防止に向けた取組について	虐待報告のうち、虐待と認定された内容を類型別に公表するということができないものか。現場ではいわゆるグレーゾーンが話題となる。虐待防止対策として注意喚起になり得ると考える。	障害者虐待の統計については、厚生労働省において、養護者・障害者福祉施設従事者・使用者の3種別の件数、虐待行為の類型別件数等について年度ごとにホームページで公表しているところです。また、本県においては、障害者福祉施設従事者向けの研修会等において、県内の件数について説明し、障害者虐待防止について注意喚起を図っているところです。	障がい保健福祉課	新規
10 岩手県ダウン症候群父母の会	1	障がいの理解について	障がいの幅が広いこともあり、正確に認知されにくい面があります。知的に障がいがありますが、筋力も弱い場合、移動等に支障をきたす場合があります。正しい障がい理解が広がるように願っています。	県職員向け説明会や市町村担当者向けの説明会のほか、事業者向け説明会等を通じ、各種障がい特性に関する理解を深めていただくことを検討しております。また、一般企業向けに障がいの特性について理解を深めていただくようなパンフレットを作成中です。	障がい保健福祉課	新規
	2	就労場所等の支援内容の向上について	障がいの理解と重なるのですが、「障がい」の特性の認知・理解を切に願います。			
12 一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	1	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる社会」の実現に向けた施策を積極的に進めることについて	昨年度発生した相模原市のやまゆり園事件は、障がい者や親にとって大きな衝撃であった。特に犯人が語った「障害者はいなくなればいい」などの言葉に関する、障がい者や家族の不安や無念は計り知れない。この事件を風化させることなく、差別の撤廃に向けて正面から取り組む施策展開を望む。	<p>障がいの有無にかかわらず、かけがえのない人の命を突然奪うようなことは決して許されるものではありません。</p> <p>本県では、平成22年に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を制定し、市町村等への相談窓口の設置や職員研修を実施するなど障がいを理由とした不利益の解消に向けた取組を実施してきたところであり、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、例えば、本年8月に花巻市で「全国盲ろう者大会」が開催されましたが、全国の盲ろうの方や支援者が県民と交流する機会であり、こうした場も活用して、県民の障がいについての理解を深めるための情報発信をしてまいります。</p>	障がい保健福祉課	継続
	2	希望郷いわて大会の成果を引き継ぎ、東京パラリンピックを迎えるため、ふれあいランド岩手の職員に障がい者スポーツの指導が可能となるよう機能の強化を図ることについて	「ふれあいランド岩手」は当初身体障がい者福祉センターA型(身障スポーツ)として計画されたものと承知している。現在の指導員等の職員に障がい者スポーツの指導ノウハウを勉強してもらい、障がい者が気軽に利用しスポーツができるよう障がい者の利用しやすい環境をつくり、ここを利用することによりスポーツの強化が図られ、障害者スポーツ協会とともに活動し、本県の障がい者スポーツの中心的施設としての任を担うことを望む。	<p>現在、ふれあいランド岩手には、初級障がい者スポーツ相談員が7名、中級指導員が5名、上級指導員が1名配置されており、職員研修等を通して障がい者スポーツの指導力向上に努めております。</p> <p>障がい者スポーツ協会との連携につきましては、本年11月に日本障がい者スポーツ協会主催、県障がい者スポーツ協会が協力する「障害者スポーツ理解促進フェスティバル」がふれあいランドにて開催が予定されており、今後も障がい者スポーツ協会と連携して障がい者スポーツを推進していきます。</p>	障がい保健福祉課	新規
	3	高齢の知的障がい者の特別な需要に対応できる介護技術や対応可能なサービス提供体制の確立について	人口の高齢化に伴い、知的障害者も高齢化してきているが(比較的早く高齢化が進む)、重度の障害者については、通常の高齢者サービスを超えて、知的障害者に対応した特別なノウハウが必要となると思われる。については、これらの需要に対応できる特養ホーム等の介護サービス、事業の拡大を望む。	<p>特別養護老人ホームにはさまざまな状態の高齢者が入所しており、各施設では介護支援専門員や介護福祉士をはじめとする専門職が中心となり、入所者一人ひとりの状態に応じた適切なケアを提供しています。</p> <p>この「適切なケア」を提供できるようにするため、特別養護老人ホームへの入所にあたっては、入所者個々の状況について、本人、家族及び施設等の関係者間で十分に情報共有を図っていただきますようお願いいたします。</p>	長寿社会課	継続





団体名	意見要望			回答	担当室課等	新規継続の別
	NO	事項	内容			
			幼児期から就労に至るまでの、県内の支援に携わる機関や事業所、当事者会、親の会等を一覧としてまとめて県ホームページ等で公開していただきたい。特別支援学級(情緒)やLD等通級指導教室などの設置校等も加えていただきたい。  ※医療機関、相談窓口、放課後等デイサービス、療育施設、就労支援、当事者会、親の会など発達障がい児者の成長、保護者や発達障がい児者の居場所づくりにつながる情報をまとめていただきたい。	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、相談支援事業所等や特別支援学級(情緒)、LD等通級指導教室の設置校の情報について、県のホームページで公開しているところですが、より活用しやすい内容となるよう、改善を図って参ります。また、これら関係情報の一元的な情報提供のあり方については、今後、検討して参ります。	障がい保健福祉課	継続
			様々な県内の発達障がい関連情報を、ポータルサイトのように分かりやすくまとめていただきたい。	県のホームページに「いわて発達支援サポートブック」、「いわてこども発達支援サポートブック」を掲載し、発達障がい児者の方々への支援方法等の周知を図っているところですが、その他の関係情報の一元的な情報提供のあり方については、今後、検討して参ります。	障がい保健福祉課	新規
			福祉機関への相談時、医療機関への受診時などに、親の会や当事者会、療育機関、療育の手法、イベントなどの情報を可能な範囲で渡して示していただきたい、施設内への掲示や配架では、余裕のない状態では入らない。情報の取捨選択は保護者・当事者責任で構わない。	「いわて発達支援サポートブック」、「いわてこども発達支援サポートブック」の配布及び県ホームページへの掲載を通じた発信を行っているところですが、現行のサポートブックの更新及び配布についても検討していきます。	障がい保健福祉課	新規
	3	教育について	特別支援教育支援員を増やしていただきたい。	特別支援教育支援員については、今年度、幼・小・中・高等学校に650名程度が配置されており、昨年度に比べおおよそ50人ほど多く配置しています。今後とも学校や地域の実状を踏まえながら、適切な配置となるよう、進めていきたいと考えております。	学校教育課	新規
			通級指導教室を小中高と継続して利用できるよう充実させていただきたい。	県教育委員会におきましては、小学校、中学校における通級による指導の充実のため、担当者に対して、様々な研修を行っているところですが、今後、高等学校における通級による指導についても、検討を進めていきます。	学校教育課	新規
			クラスで過ごすことが難しくなった子に対して、中学校では別室登校の部屋を設置して支援員などを配置する取組がありますが、小学校でも設けていただきたい。	小中学校における特別支援教育推進に係る研修において、校内支援体制の整備についても、その必要性や具体的な進め方を取り入れております。今後も、教室で過ごすことが難しい児童に対する対応も含め、校内支援体制の中で、各学校の実状に応じた望ましい支援が行えるよう、働きかけていきたいと考えております。	学校教育課	新規
			登校渋りになった場合には速やかに、適応指導教室も選択肢として挙げていただきたい。完全に不登校になってからのリハビリは困難なので、柔軟に利用できるようにしていただきたい。	適応指導教室の設置・運営については、各市町村が行っております。登校渋りを含めた個々の課題への適切な対応が図られるように、教職員の研修を推進していきます。	学校教育課	新規
			障がい者就労支援について(就労移行支援・A型・B型・一般就労などの選択肢や手続の方法)、教育委員会の研修事業に取り入れていただきたい。取り入れられない場合は、せめて情報を中高の進路指導担当の先生に提供していただきたい。	県教育委員会におきましては、各校種の教員に対して特別支援教育に関する研修を進めているところですが、今後も、就労支援に関する内容も必要に応じて、取り入れていきたいと考えております。なお、特別支援学校の教員が中心となり、各圏域ごとに進路に関するネットワーク会議を行っています。その場に地域の高等学校の教員にも参加してもらい、就労支援にかかわる情報交換を進めているところですが、	学校教育課	新規
	4	医療について	発達障がい者沿岸センターを存続させていただきたい。	発達障がい者沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関となっており、被災地における支援の構築に向け、引き続き安定的に活動していく必要があることから、県では国に対し、財政支援を継続するよう要望していきます。	障がい保健福祉課	新規